

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示の制定に関する意見募集の結果について

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	「任意の意見募集」としていますが、性能等確認を実施しようとする者や製作者等に義務を課すなどの内容を含む告示を定めようとしているものであり、行政手続法に基づく手続ではないでしょうか。	本制度は、行政手続法上の命令に基づくものではないため、任意の意見募集として実施したものです。
1	<p>電動スクーターの実証実験事業等に関する報道を見てわかるように、電動アシスト自転車の普及時に比べ多くの問題を抱えた状況でのスタートとなる。</p> <p>粗悪な車両による事故増加や混乱助長が懸念されることから、消費者保護の観点から、性能確認結果が不適切であったことが判明した場合の措置を明確化していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣は、性能等確認実施機関から報告を受けた場合のみでなく、その他必要と認めるときは、当該報告に係る性能等確認の結果を取り消すことができるようにすべきである。(リコール含め) ・スタートアップ企業など小規模で順法体制が整備出来ていない事業者が多数市場参加すると考えられることから、開始からしばらくの間、市場監視のため抜き取り検査を実施すべき 	不適品品の排除のため、国土交通省において市場調査(マーケットサーベイランス)を実施し、その結果を関係省庁等に提供することを予定しております。
1	2の(4)において、適合通知を受けた型式の特定小型原付に所定の表示を付するとしているが、具体的にどのような表示となるのか。また、その表示は、どのような手続で、どのような形式で示されることになるのか。	性能等確認の結果、特定小型原動機付自転車がその型式について告示に定める事項に適合している旨の確認がされたものについては、その製作者等が、容易に確認できる位置に指定された様式のシールを付すこととしております。